

広島県告示第九百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和三年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ザグザグ薬局三原皆実店	三原市皆実四丁目一九番一六号	令和三年七月二日
高木町薬局	府中市高木町一八九番地四	令和三年六月一日
島崎歯科医院	東広島市西条町寺家六七三一番地一	平成三〇年一〇月四日
廿日市さくら眼科	廿日市市下平良二丁目二番一号ゆめタウン廿日市三階	令和三年七月一日
タルタニ薬局廿日市店	廿日市市駅前五番二号	令和三年五月六日
MBフレンド歯科	安芸郡熊野町出来庭二丁目一二番一号	令和三年五月一日
ルミエール訪問看護ステーション	安芸郡熊野町川角一丁目一番二二号	令和三年五月一日
西城三上薬局	庄原市西城町中野一三四一番地四	令和三年八月一日
ウオンツ高屋薬局	東広島市高屋町杵原二二八八番地	令和三年九月一日
明石内科クリニック	廿日市市山陽園八番一九号ステイツ野村一階	令和三年八月一日
ウエルシア薬局安芸高田吉田店	安芸高田市吉田町吉田六一三番地一	令和三年八月一日
吉田全快堂薬局	安芸高田市吉田町吉田六九六番地一	令和三年八月一日